

はじめまして、新しく着任しました！

今回は、今年10月に着任した坂下健将さんにお話を伺いました。坂下さんは、学生時代尚志高等学校サッカー部に所属し、輝かしい成績を収められており、今回はその経験を生かし活動される予定です。

坂下さんから一言！

幼い頃からサッカーに親しんでおり、サッカーを通して地域のために何かできないかと思っていたところ、鏡石町の募集を見つけ、応募しました。

私のこれまでの経験を活かし、子どもたちから大人の方までサッカーにふれあうことのできる機会を作れるようにしたいと思っています。

まずは、町民の皆さんと触れ合えるイベントや交流会を開催し、皆さんと共にサッカーを通じて地域活性化に繋がる活動を行っていきたくと思っています。



学生時代の坂下さん



さかした けんすけ 坂下 健将 さん (24)

千葉県東金市出身。学生時代は尚志高等学校のサッカー部に所属。
【業務内容】
サッカーを通じたまちづくり、地域活性化などの業務を担います！

小柳拓未さん、比呂さんの今後の活動について

現在協力隊として活動中の小柳拓未さん、比呂さんの活動期間は、今年の12月31日まででしたが、総務省が実施している任期延長の特例措置を受け、3か月間延長し、来年の3月31日まで活動することになりました。

◆地域おこし協力隊の任期の延長とは？

地域おこし協力隊の任期は最長3年ですが、新型コロナウイルス感染症の流行により、活動に大きな制約を受け、任期中に十分な活動ができなかった隊員に対し、総務省が講じた特例措置です。

◆poco a pocoの今後の運営について

poco a pocoは、今年11月に開店1周年を迎えます。1周年記念祭として、土日の営業も行う予定となっています。

また、12月以降はランチのほかにディナーの営業を行い、飲食店として本格的に活動する方向で検討中です。営業日等については随時Instagramまたはgoogleで営業時間の検索、直接お店に電話をして確認いただくようになります。



ふたりから一言！

お店を始めて1年になりました！たくさんのお客様に支えていただいておりますこと、心より感謝申し上げます。感謝の気持ちを込めて周年祭を準備しておりますので、ぜひお越しください。

- 問い合わせ先 poco a poco ☎ 070-2233-2729
※電話での予約等は営業時間（火曜日～金曜日 11:00～15:00）のみ受付。

職員のノーネクタイ等周年化（通年輕装勤務）を試行します

町では、省エネルギー推進及び業務効率化を図るため、年間を通してノーネクタイ等の働きやすい服装での勤務を試行的に実施します。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- ◆ 期間 次の通り、試行期間を設け、特段の支障がない場合は本格実施とする予定です。
 - ① 試行期間 令和6年11月1日～令和7年3月31日
 - ② 本格実施 令和7年4月1日（予定）

● 問い合わせ先 総務課 ☎ 62-2111

12月2日～ 国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証廃止

12月2日で現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。12月2日以降、新たに被保険者になられた方や、被保険者証の記載内容に変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の保険証と同じように医療機関等で受診できる「資格確認書」を、またマイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の資格情報を確認いただくため「資格情報のお知らせ」をそれぞれ交付します。

現在の紙の保険証をお持ちの方は、記載内容に変更がない限り、引き続き有効期限までご使用いただけます。また、期限が到来する前に、申請いただくことなく、「資格確認書」「資格情報のお知らせ」は送付されます。

令和6年12月2日以降交付されるもの

資格確認書が交付される方

※従来の被保険者証と同一のサイズで交付。

- ・マイナ保険証をお持ちでない方
- ・マイナ保険証をお持ちでない方で、被保険者証廃止後にお手元の被保険者証の記載内容に変更が生じたり、被保険者証を紛失した場合
- ・マイナ保険証を持っていたが、マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方

資格情報のお知らせが交付される方

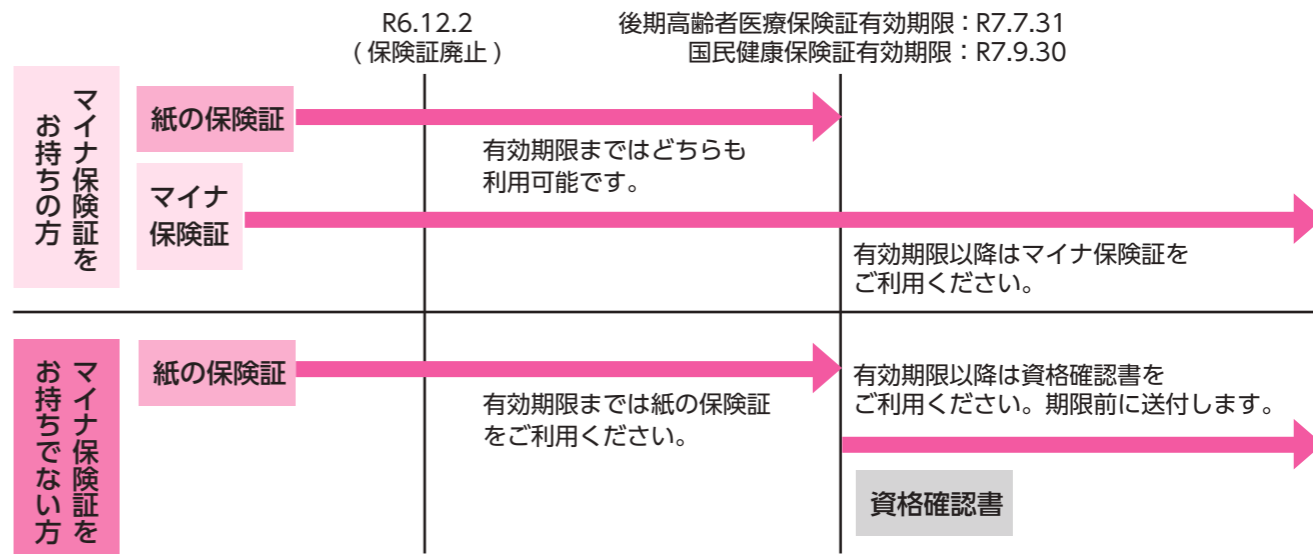
※被保険者資格情報を確認するもの。A4サイズの紙で交付。

- ・マイナ保険証をお持ちの方

check! マイナ保険証を利用できない医療機関等で受診するとき

次のいずれかを提示することで受診が可能です。

- ① 「マイナ保険証」 + 「資格情報のお知らせ」
 - ② 「マイナ保険証」 + 「マイナポータル資格情報の画面（スマートフォン）」
- ※ 「資格情報のお知らせ」や「マイナポータル資格情報の画面（スマートフォン）」のみでは医療機関等を受診できません。



マイナ保険証の利用登録解除について

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続きであるため、令和6年11月頃より、利用登録の解除を希望する方につきまして、解除の手続きを行うことができますようになります。

解除は申請した月の翌月末に行われ、解除をした方には資格確認書が交付されます。申請につきましては各保険者へお願いします。

● 問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2112